

## 須坂市における歴史的町並みの形成と展開

福田 綾・大道寺 聡・吉原 遼

キーワード：歴史的町並み、蔵造り、町並み形成、地域住民、須坂市

### I はじめに

今日の日本においては、地方分権化が進む中で観光関連産業によって自己の財源を確保しようとする動きが各地で顕著になっている。こうした中で地域における観光資源の発掘が求められ、地域の持つ「歴史」や「伝統」を再評価することで観光地としての活性化を図る取り組みが全国的に展開されている。1974年には「全国町並み保存連盟」が発足し、各地域の有志が集い町並みについての勉強会やゼミを行う風潮が現れた。さらに1975年7月には文化財保護法の改正がなされ、国や自治体の働きかけによる歴史的町並み保存運動が展開されてきた。同法は2005年に一部改正され、地域における人々の生活又は生業および地域の風土により形成された景観を「文化的景観」として保存事業の対象とした。このため、現在では「町並み」とその地域の歴史的な生業や生活との結びつきが重視される傾向になっている。こうした中で、文化庁による「重要伝統的建造物群保存地区」（以下、重伝建地区）の選定も相次いで実施されており、2010年現在で全国83地区がその選定を受けている。このような状況を受けて、歴史的町並みやその保存・保全活動を取り上げた研究は、地理学の分野においても蓄積されてきた。福田(1996)は、「伝統的」や「歴史的」とされる町並みを作り出す営みに着目し、沖縄県竹富島における町並み保存運動を事例に赤瓦の町並み保存のプロセスを検

討することによって、「伝統的」な景観が作り出される過程を描いた。柏柳(2000)や中尾(2006)によれば、こうした歴史的あるいは伝統的な町並み研究の成果は次の三つに分類される。すなわち、歴史的町並み保存地区における修景の実態などに関する研究、地域振興あるいは観光化のプロセスを解明した研究、町並み保全活動をめぐる住民意識に関する研究である。中尾(2006)は、この分類のなかで、住民意識に関する研究として自身の立場を位置づけ、福島県大内宿の住民意識から重伝建地区における課題を指摘した。また、住民と地域の関わりに関する研究として、小堀(1998, 1999)や橋元(1999)は、重伝建地区における住民意識と規制との乖離を指摘した。こうした研究の蓄積は、重伝建地区や古くから町並み保全活動の行われている地域だけに留まるものではない。淡野・呉羽(2006)は、茨城県桜川市真壁町を事例として、近年新たに展開されている町並み保全活動と地域活性化のメカニズムを示した。これらの研究によって、歴史的町並み保全にまつわる地域の取り組みや、こうした取り組みの中での対立関係、また観光地化が地域に与える功罪などが示され、歴史的町並みの在り方やその課題についても提示されている。

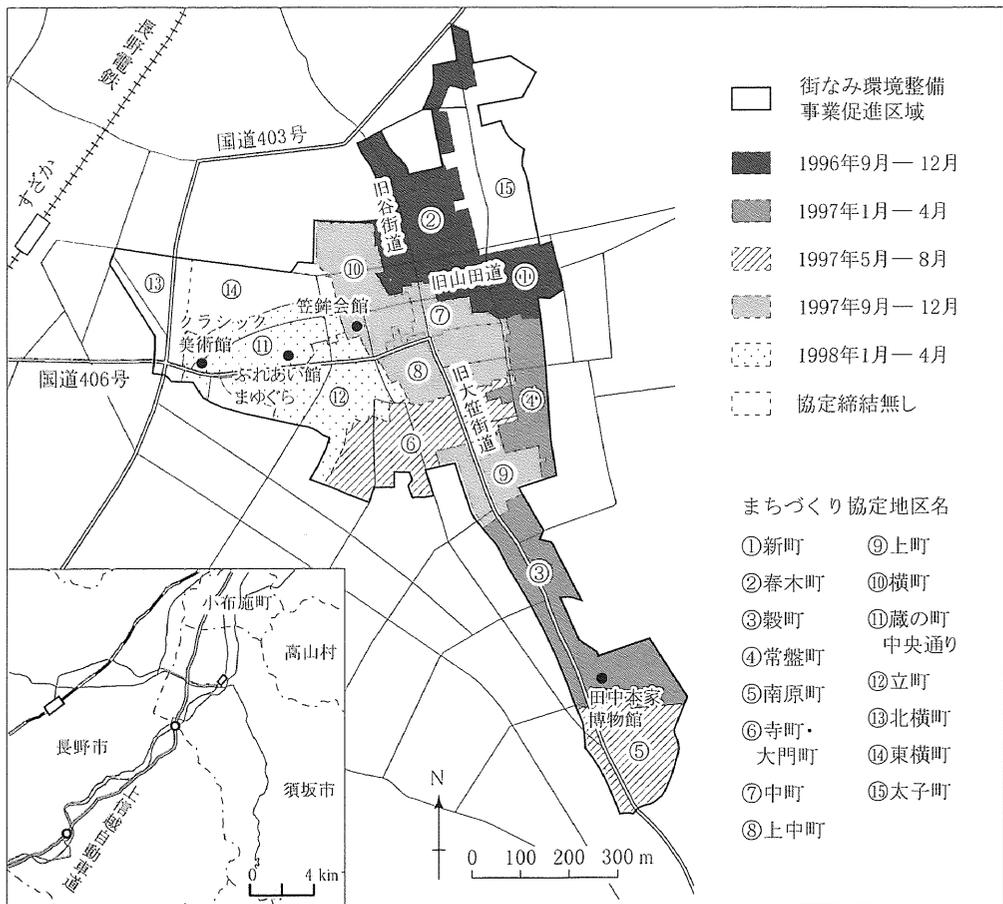
歴史的町並みは、行政や民間団体、個々の住民など様々な主体が関わった結果として現れるものであり、その保全活動や形成事業における様々な主体の関わりが先行研究によって示されてきた。

しかしながら、歴史的町並みとして整備された景観に関して、その構成要素を分析し、町並み形成の背後に存在する個々の主体の存在や活動内容と関連させて検討することは十分に行われていない。そこで本稿においては、長野県須坂市を対象として、行政事業を通して形成された現在の町並みに存在する景観要素の分布傾向を分析し、その要因を地域住民の存在や彼らが組織する団体の活動から考察し、歴史的な町並みの形成と展開を明らかにする。

須坂市においては蔵や蔵造りの建造物が注目されており、こうした建造物が存在する通りの様子は「蔵の町並み」と総称されている。須坂市は、1993年以降「街なみ環境整備事業」を実施し、こ

の事業のなかで歴史的町並みの保全を行ってきた。須坂市における町並みの歴史的な背景や町並み保全運動の内容に関しては、大橋ほか（2003）や片柳（2003）によって報告がなされている。

本研究では、街なみ環境整備事業（以下、環境整備事業）のなかで歴史的町並み保全地区として設定された「街なみ環境整備事業促進区域」（以下、環境整備区域）を中心とした須坂市中心部を研究対象地域とする（第1図）。本稿の構成を以下に示す。まず、対象地域における産業の展開や町並み保全に関わる地域住民と行政の動きをふまえて、須坂市中心部において町並みが形成された背景を記述する（II章）。次に、環境整備事業において修理・修景の際の規定とされた景観の要素



第1図 須坂市中心部および街なみ環境整備事業促進区域の概要

(須坂市まちづくり課資料より作成)

について、それぞれの割合と分布傾向を示す。本稿でいう景観とは、通りとその通りに沿って立ち並ぶ建造物の全体的な様子を指す。景観要素ごとの分布傾向を示した後に、その傾向に一定の連続性がみられる通りを「町並み」とし、町並みが確認された通りに関して土地利用と景観要素の割合の関連を分析する。なお、本稿でいう「町並み」とは、景観のなかに一定の連続性が見受けられる通りである(Ⅲ章)。さらに、町並みの確認された通りごとに、町並み形成の主体となった地域住民の存在と彼らによる修理・修景の実践から、各通りにおける景観要素の割合に検討を加え、須坂市における歴史的町並みの形成と展開について考察する(Ⅳ章)。

## Ⅱ 須坂市中心部における町並みの形成と歴史的景観保全

本章では、須坂市中心部において今日の町並みが形成された経緯を、その産業の変遷や行政の施策、地域住民の取り組みとともに示す。

### Ⅱ-1 須坂市中心部における町並みの形成

須坂市中心部においては、鳥居峠を經由して上州へ向かう大笹街道、信濃川に沿って飯山を通り越後十日町に向かう谷街道、万座峠を経て上州草津との間を結ぶ山田道の三街道が交わっており、善光寺平から各方面を結ぶ交通の要衝となっていたため、江戸時代以降に商業が発達した。また、この地域は扇状地上に位置し、傾斜のある地形であったため、早くから用水路が発達し、水車が多数設置されていた。水車は精米や搾油の動力として用いられ、精米業や搾油業さらには穀商・油商といった商業が成立した。

幕末になると、須坂藩が農家の副業として奨励したことにより座繰製糸が広く行われるようになった。さらに、明治時代に入ると、須坂における製糸業は大きな発展を遂げる。政府によって器械製糸技術が持ち込まれ、1872年に群馬県富岡市に官営富岡製糸場が設立されると、器械製糸は急

速に北信地方に広まっていった。そして、1874年に須坂で初めての器械製糸工場が設立され、翌年には生糸を共同出荷するために日本初の製糸結社である「東行社」が創設された。その後も須坂市における製糸業は急速な発展を続け、最盛期を迎えた大正時代においては、製糸工場での従業者数は7,000人を超えるほどであった。この発展の背景には、江戸時代から利用されてきた用水路と水車の存在があり、こうした用水路や水車を製糸業のインフラとして活用できたことが、須坂市において製糸業が発展した大きな要因とされている。また製糸業の発展に伴って、製糸家たちの積極的な関与のもと、電力や電話、鉄道、上水道も整備され、須坂の町は大きく変化した。この製糸業最盛の時期に、蚕や繭の保管や貯蔵を主な目的とした蔵造りの建物が須坂市中心部のいたるところに建設された。現在の須坂市中心部の骨格が形成されたのは、まさにこの製糸業最盛の時期においてであったといえる。

しかし、1929年の世界恐慌を契機に製糸の相場暴落の煽りを受け、さらに、より安価な海外産の綿製品の進出にともない須坂の製糸業は衰退していった。戦後は富士通などの関東から疎開してきた電気・電子機器工業や組立工業が須坂市の主要産業となり、1985年には唯一残存していた製糸工場も閉鎖されるに至った<sup>1)</sup>。しかし、製糸業自体が途絶えた一方で、須坂市が最も栄えた明治期から大正時代に建てられた蔵および蔵造りの建造物は中心部の広い範囲に数多く残されることとなった(写真1)。こうした建造物は「製糸の町・須坂」を象徴するものとして脚光を浴び、その保全を目的として設立された組織が「信州須坂町並みの会」(以下、町並みの会)であった。

### Ⅱ-2 地域住民による信州須坂町並みの会発足とその活動

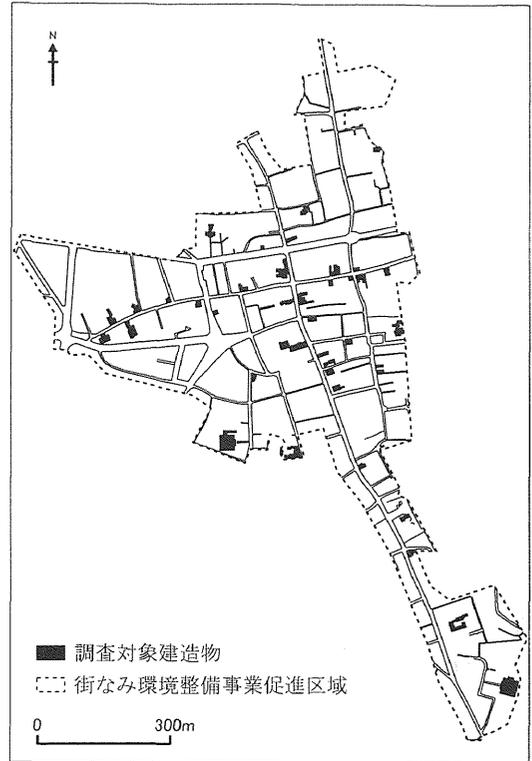
須坂市において町並み保全活動が展開されたのは1980年代後半からである。この活動の中心となったのが1987年に発足した町並みの会である。1985年から須坂新聞に連載された『須高地方の



写真1 須坂市における土塗りの蔵

注) 須坂市中心部に存在する土塗りの蔵。明治期には蚕や繭の貯蔵庫として使用されていた。写真の蔵には、壁の下部分に腰板と呼ばれる装飾がみられる。  
(2009年10月 福田撮影)

民家と町並み』<sup>2)</sup> という記事がきっかけとなり、一部の住民が須坂市の町並みに興味を抱くようになった。全国的に都市開発ブームの中にあつた当時、須坂市に残存していた明治期の建造物も、老朽化にともなう取り壊しが行われていた。この状況に対して危機感を持った市内の有志によって結成されたものが町並みの会であつた。町並みの会は、発足後すぐに全国町並み保存連盟に加盟し、古くから残る建造物の保存運動を進めた。1989年には財団法人観光資源保護財団(財団法人日本ナショナルトラスト)を誘致し、「須坂市伝統的建造物群保存対象調査」を実施し、須坂市に残る古い建造物の価値を客観的な視点から明確にした。この調査対象となつたのは、旧街道沿いの商家や旧家、寺院などであつた(第2図)。その後、全国町並み保存連盟の視察受け入れや、歴史的町並み保全活動が展開される地域への視察、「信州須坂町並み景観賞」(以下、景観賞)の選定<sup>3)</sup>、古代米の栽培など、会の活動は多岐にわたって行われた<sup>4)</sup>。こうした民間の活動を受けて、市も歴史的景観の保全に向けて取り組む姿勢を示した。現在の国道406号線付近における都市計画道路の計画変更や環境整備事業を策定し、景観保存対策事業を行った<sup>5)</sup>。



第2図 須坂市伝統的建造物群保存対象調査における対象建造物  
(日本ナショナルトラスト(1989)より作成)

### II-3 須坂市による街なみ環境整備事業開始とその実施内容

須坂市は、須坂地区を中心とした旧街道沿いの地域を環境整備区域に指定し、歴史的町並みとその環境を保全することを目的として環境整備事業を実施した。本事業の実施期間は1993年から2008年までで、その間に137件の修理・修景に補助金を交付しており、その総額は約5億5千万円である。本事業内の修理・修景の定義は、対象となる建造物の状態によって定められた。「修理」に該当する建造物は「須坂市伝統的建造物群保存対象調査」の対象となつたものであり、「修景」に該当するものは、それ以外の公道に面した建物のうち外観を伝統的建築物に模した新築・増築・改築の場合とされた。また、補助金交付対象となる建物が修理対象か修景対象かによって補助金額が異なつて(第1表)。

さらに、修理・修景の際の具体的な施工様式も定められた。修理の際には、原形の復元・修復が原則とされ、漆喰または土塗り仕上げ、いぶし瓦の使用や軒先に京華模様を付することなどが規定された（第2表）。修景の場合も、その規定は基本的に同様のものとなっており、須坂の伝統的な建築様式を模することが提示されたが、外壁の項目に着目すると、漆喰または土塗り「風」に仕上げるのが示されている（第3表）。こうした基

準は、1989年に実施された財団法人日本ナショナルトラストによる「須坂市伝統的建造物群保存対象調査」や有識者の意見をもとに作成されたものであった。

環境整備事業を実施する際に、対象地区の町内会（もしくはそれに準ずる単位の地区）ごとに「まちづくり推進協議会締結地区」を定め、「まちづくり協定」として地区住民から本事業に対する合意を得た。協定の基本的な項目は、どの地区にお

第1表 街なみ環境整備事業における修理・修景対象および補助額の規定

区分	対象経費		補助額
事業修理	建築物の修理	昭和初期までに建てられ「須坂市伝統的建造物群保存対象調査」で対象となった建築物および歴史的景観保存に必要な建築物で、その外観の修理に要する設計費および工事費	3分の2以内の額ただし500万円を限度とする
	建築物	上記以外の建築物で、新築・増築・改築時について、原則として公道に面したもので、かつ、外観を伝統的建築物に模したもまたはこれに調和した和風建築とするものでその外観に要する設計費および工事費	3分の2以内の額ただし300万円を限度とする
修景事業	工作物	伝統的な形式により、周囲の景観に調和した新設または復旧に要する設計費および工事費	3分の2以内の額ただし50万円を限度とする
	屋外広告物等	町並み景観を損なわず、歴史的景観になじむデザインや色彩とするものに要する設計費および工事費	3分の2以内の額ただし30万円を限度とする
	石垣側溝等	周囲の景観に調和した新設または改良に要する設計費および工事費	3分の2以内の額ただし30万円を限度とする
	生垣	周囲の景観に調和した新植または改植に要する設計費および工事費	3分の2以内の額ただし10万円を限度とする

（須坂市まちづくり課資料より作成）

第2表 街なみ環境整備事業における修理時の規定

対象物	対象部分	内容
店舗・住宅蔵	屋根/下屋/庇	原則として、いぶし瓦とする。原則として、下屋の軒先は京華模様とする。
	外壁	漆喰仕上げまたは、土塗り仕上げとする。腰壁等は原形を基本とする。
	玄関	木製の格子引戸を基本とする。サッシを使用する場合は、黒のつや消しを基本とする。
	窓	原形に復元・修復を基本とする。サッシを使用する場合は、黒のつや消しを基本とする。格子を設ける場合は、原形に見合うものを基本とする。
	樋	金属製の半円を原則とする。色調は銅板以外は黒または茶系統とする。
門	門	原形に復元・修復を基本とする。門は原則としていぶし瓦とする。
塀	屋根/壁	原形に復元・修復を基本とする。いぶし瓦を基本とする。漆喰仕上げまたは、土塗り仕上げとする。
	テレビアンテナ	見える場所に置かない。
	クーラー等	覆いをしたり、建物になじむ色彩を塗る。
	ガスメーター 電気メーター	覆いをする。
	電気配線 水道管 ガス管	覆いをしたり、建物になじむ色彩を塗ることが望ましい。
付帯設備等	自販機 郵便受け 牛乳入等	覆いをしたり、建物になじむ色彩を塗る。

（須坂市まちづくり課資料より作成）

第3表 街なみ環境整備事業における修景時の規定

対象物	対象部分	内容
店舗・住宅 土蔵	屋根/下屋/下屋の軒先	いぶし瓦を基調とし、5寸勾配を基本とする。下屋の軒先は京華模様を基調とする。
	外壁	漆喰仕上げまたは、土塗り仕上げ風を基調とする。腰壁等は、景観にあったものとする。
	玄関	木製の格子引戸を基調とする。 サッシを使用する場合は、黒または茶系統のつや消しを基本とする。
	窓	サッシを使用する場合は、黒または茶系統のつや消しを基本とする。 格子をつける場合は、目の細かいものが望ましい。
門	樋	色調は銅板以外は黒または茶系統とする。
	門	原則としていぶし瓦とする。木戸とする。
塀	屋根	原則としていぶし瓦とする。
	壁	漆喰仕上げまたは、土塗り仕上げとする。
看板	看板	大きすぎず、業種の表現をする。原則として1個とする。 1階部分の屋根に設けることが好ましい。ネオンは使用せず、ライトアップとする。 夜光塗料、蛍光塗料は使用しない。原色は使用しない。
側溝等 石垣	石垣/側溝等	ぼたもち石積、切石を基調とする。
生垣	生垣	5メートル以上の場所とし、密植させる。 敷地よりはみ出さないようにする。景観に合った植栽等にする。
付帯設備等	テレビアンテナ	見える場所に置かない。
	クーラー等	覆いをしたり、建物になじむ色彩を塗る。
	ガスメーター 電気メーター	覆いをする。
	電気配線 水道管 ガス管	覆いをしたり、建物になじむ色彩を塗ることが望ましい。
	自販機 郵便受け 牛乳入等	覆いをしたり、建物になじむ色彩を塗る。

(須坂市まちづくり課資料より作成)

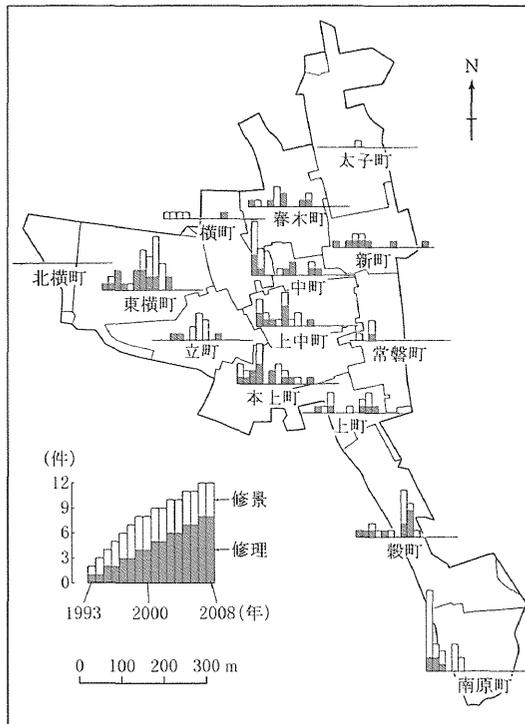
いても基本的に共通の項目で構成されている。ただし東横町のまちづくり協定には追記事項が加えられ「旧豪商の製糸家が煉炭する町並みを活かすため、修理の場合は復元を考え工事を行う」と記述されている。まちづくり協定の締結は、旧街道沿いの地区からその周辺へと空間的に展開している。はじめに旧谷街道・旧山田街道沿いの新町協定地区と春木町協定地区で締結され、次に穀町協定地区と常盤町協定地区、さらに南原町協定地区、寺門・大門通り協定地区、それらの周辺の地区へと広がっている(第1図)。

地区ごとの修理・修景実施件数の推移をみると、積極的に修理・修景が行われている地区とそうでない地区の存在が読み取れる(第3図)。事業において修理・修景ともに多く実施されている地区は、東横町、中町、上中町、本上町である。このほか、修理のみでは穀町、修景のみでは南原町の実施数が多い。旧街道沿いに位置し、古い建造物

が残る地区や寺院の多い地区において建造物の修理や修景が積極的に実施されている点は、大橋ほか(2003)の報告にも指摘されている。一方で事業を通じた修理・修景件数が少ないのは、北横町、横町、太子町、常盤町である。北横町のように、駅に近く都市開発が積極的に行われてきた地区から、横町のように旧街道沿いに位置しながらも修理・修景の数自体は少ない地区も存在する。

### Ⅲ 須坂市中心部における景観要素の分布傾向

Ⅱ章で言及したように、現在の須坂市の町並みは1980年代後半の地域住民による町並み保全団体の結成、1993年以降の行政による環境整備事業を経て現在に至っている。この事業のなかで、市の定めた基準に基づいて改修される建造物が増え、町並みが生まれている(写真2)。本章では、この町並みに存在する景観要素を分析していく。



第3図 街なみ環境整備事業における修理・修景件数の地区別推移  
(須坂市まちづくり課資料より作成)

須坂市の景観要素は以下の通りである。まず、壁に関しては、そのファサード面の色を判断基準として、漆喰を含む白壁、土塗りを含むベージュ壁、コンクリート壁、その他に分類し、なかでも腰板やなまこ壁を有する建造物についても調査した(写真3、第4図)。なお、なまこ壁に関しては、修理・修景の規定として提示されていないが、一般的に重伝建地区などにおいて歴史的景観として採用されやすい様式であり、須坂市においても少数ながらみられるため調査対象とした(写真4)。屋根に関しては、いぶし瓦、トタン屋根、その他に分類し、下屋根の軒先に家紋や京華模様などの装飾を持つ建造物についても調査した(写真5、第5図)。さらに、屋根や外壁の色と同様に、格子・格子戸といった装飾的な要素に関する分布も明記した(写真6、第6図)。



写真2 環境整備事業で修景された建造物  
注) 漆喰風の白壁、いぶし瓦、格子窓を外観に備えた建造物が並ぶ。須坂市中心部の通りには、環境整備事業によって写真のような町並みが現れた。  
(2009年10月 福田撮影)

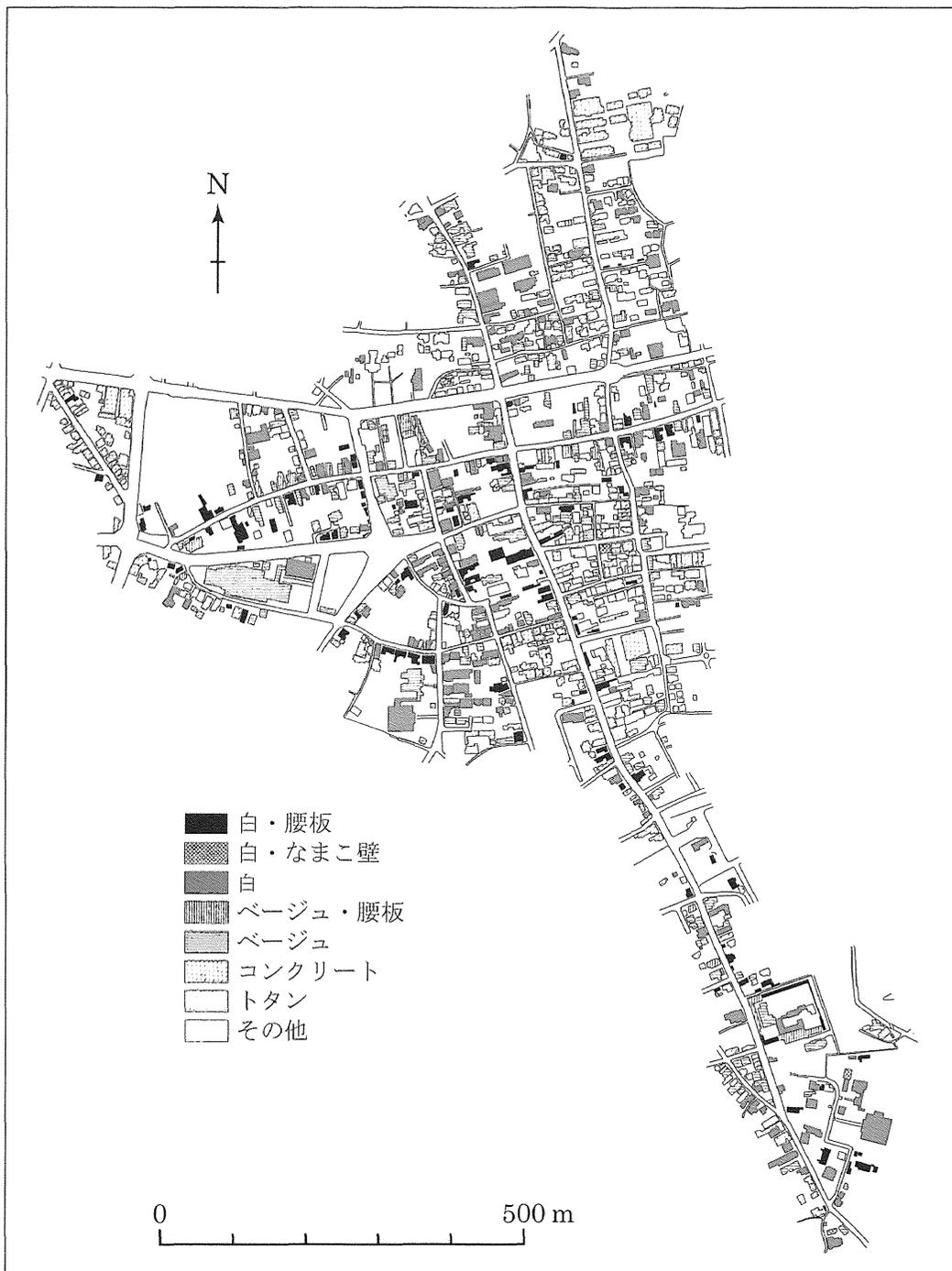


写真3 腰板の装飾  
注) 写真の建造物の外壁の下部には板による装飾がみえる。これが腰板と呼ばれるもので、須坂市中心部の建造物に多くみられる様式である。  
(2009年10月 福田撮影)

### Ⅲ-1 景観要素の分布傾向

#### 1) 外壁の分布傾向

外壁については、調査対象地域全体に総計1,139戸の存在が確認された。このうち、白壁・腰板を持つ様式のもの117戸で、これは外壁の様式全体の10.3%にあたる。また、白壁でなまこ壁の様式のもものが4戸で0.4%、白壁で装飾なしのもものが212戸で18.6%、ベージュ壁で腰板の様式のもの



第4図 須坂市中心部における建物の外壁の色およびその装飾の状況（2010年5月）  
 （現地調査より作成）



写真4 壁に裝飾されたなまこ壁

注) 写真は現在、税務士事務所として利用されている建物である。外壁の下部分にみられる菱形状の裝飾がなまこ壁と呼ばれるものであり、その下にはばたもち石積みの様式もみられる。

(2009年10月 福田撮影)



写真5 軒先に施された京華模様

注) 須坂市中心部の建造物には、下屋根の軒先に写真のような模様を施したものがみられる。これは京華模様と呼ばれる裝飾で、財団法人日本ナショナルトラストによって須坂の建造物の持つ伝統的な要素であることが示された。

(2010年5月 福田撮影)

のが41戸で3.6%，ベージュ壁のものが214戸で18.8%，コンクリートが165戸で14.5%，トタンが179戸で15.7%，その他の色のものは207戸で18.2%となっている。環境整備区域全体のなかでは、白壁に腰板を付与した様式と白壁だけの様式、ベージュ壁だけの様式、コンクリート、トタン壁がそれぞれ同じ程度の割合で存在している。全体の傾向としては、腰板を裝飾する建造物は少ない。

しかしながら、外壁の様式に関して、白壁に腰板を裝飾する様式が集中する通りが存在する。この集中は旧街道沿いの通りと中町から上中町に跨る通りなど公道沿いの通りの一部にみられ、以降では旧街道沿いと呼ぶ。旧街道沿いには、白壁に腰板の様式を持つ117戸のうち71.8%にあたる84戸が集中している。同様に、ベージュ壁・腰板のものは旧街道沿いに17戸あり、この様式全体の41.5%が集中する。また、白壁のみのものは対象地域全体の白壁212戸のうち73戸が集中し、白壁のみの様式のうち34.4%が存在しているが、白壁・腰板やベージュ壁・腰板の様式に比べるとその集中度は低い。旧街道沿いにおいてベージュ壁のみの様式を取る建造物は、ベージュ壁全体の33.2%であった。同様に、外壁の様式ごとに、環境整備

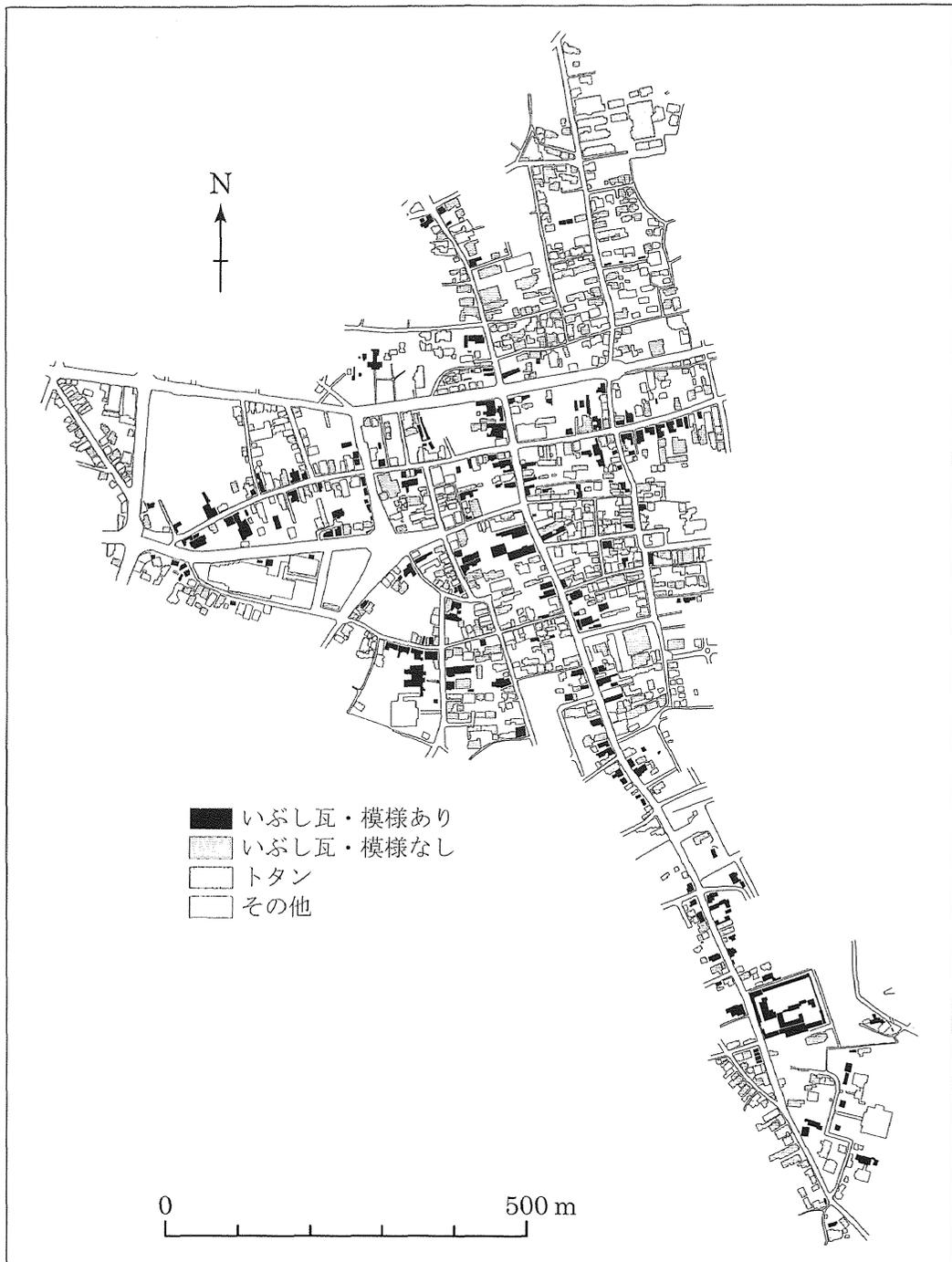
区域全体の建造物に対する旧街道沿いの建造物の比をみた場合、コンクリートは20%，トタンは全体の15.1%，その他は18.8%となっている。

このことから、旧街道沿いにおいては、白壁・ベージュ壁の建造物ともにその外壁に腰板を裝飾する傾向が多くみられる。また、土塗り風のベージュ壁ではなく漆喰風の白壁に腰板という様式を選択する施主<sup>6)</sup>が多いことも示された。

## 2) 屋根の分布傾向

屋根に関しては、総計1,125戸のうち、いぶし瓦で軒先に模様のある様式が20.1%，いぶし瓦で軒先に模様のない様式が32.1%，トタン屋根22.9%，その他24.9%であった。

旧街道沿いにおいて、いぶし瓦に模様があるものの226戸のうち60.6%にあたる137戸が集中している。模様のないものは全361戸のうち81戸で、22.4%である。また、トタンは全体の13.9%，その他は32.1%となっており、この結果からいぶし瓦に模様の施された形式は旧街道沿いに集中していることがわかる。



第5図 須坂市中心部における屋根およびその装飾の状況 (2010年5月)  
 (現地調査より作成)



写真6 窓に施された格子

注) 写真の建造物においては、2階の窓部分に格子が装飾されている様子がみとれる。写真のような窓格子は、呉服・衣料品店において多くみられた。  
(2009年10月福田撮影)

### 3) 格子の分布傾向

格子・格子戸に関しては総計1,161戸のうち、格子と格子戸をともに持つ建造物が86戸で7.4%、格子のみのものが98戸で8.4%、格子戸のみのものが67戸で5.8%、いずれも持たない建造物は910戸で78.4%である。格子や格子戸を有している建造物は、全体の21.6%とあまり目立っていない。

旧街道沿いに関してみると、格子と格子戸を持つ86戸のうち62.8%にあたる54戸が集中している。同様に、格子のみのものは98戸のうち60.2%にあたる59戸が集中し、格子戸のみの場合は、67戸のうち44.8%にあたる30戸が集中していた。全てを合わせると、格子・格子戸に関しては全体の約57%が旧街道沿いに集中している。白壁に腰板を施した様式やいぶし瓦に模様がある様式のように、旧街道沿いにおける大きな集中というものはみられないものの、同様な通りの半数以上の建造物が格子・格子戸いずれかの様式を持っていることがわかる。

## Ⅲ-2 通り別の土地利用と景観要素の傾向

Ⅲ-1より、白・腰板やいぶし瓦・模様付きなど、一定の様式が旧街道沿いの通りに集中していることがわかった。こうした旧街道沿いの通りを協定

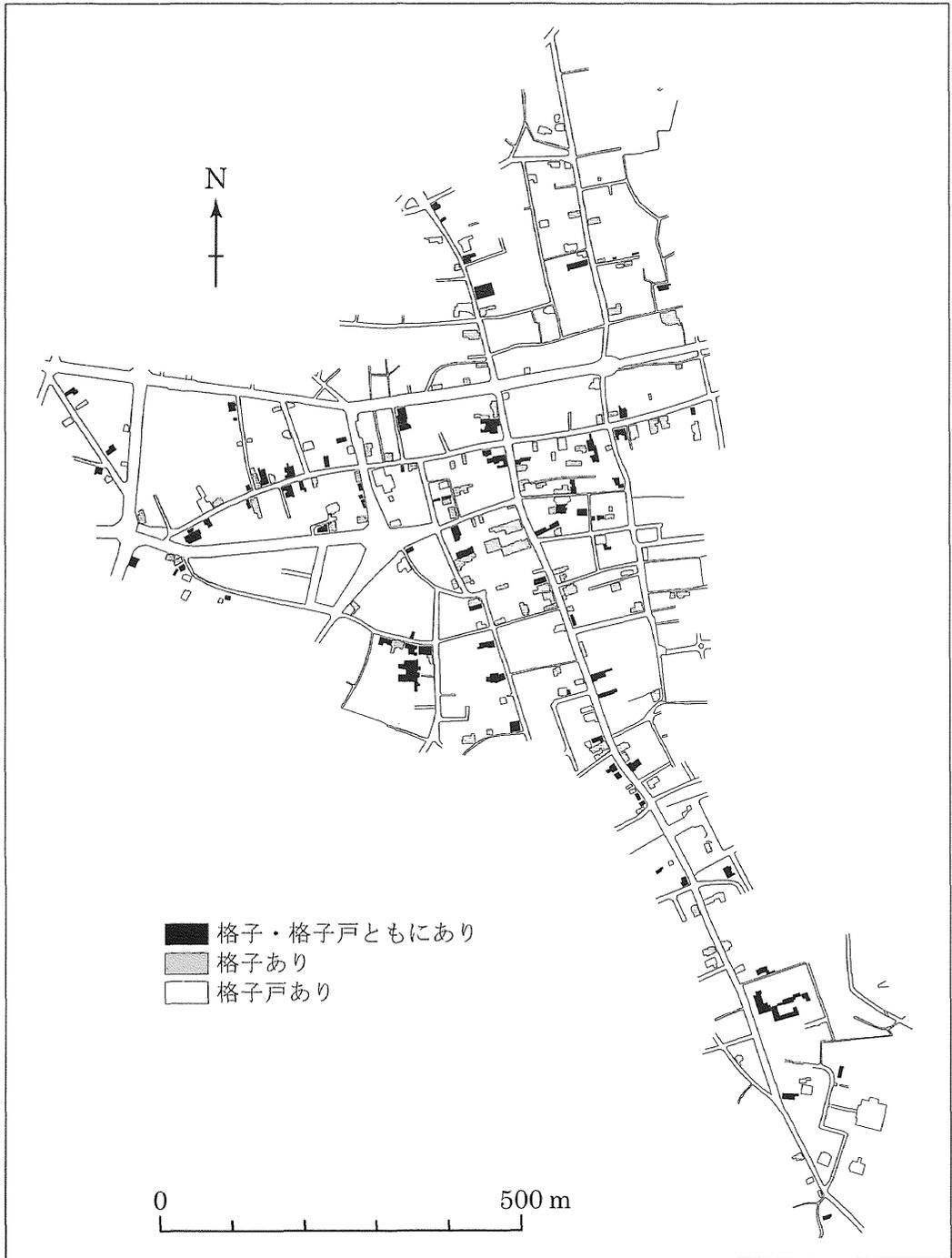
地区の境界をもとに11箇所分割した(第7図)。以下に、この通りごとの土地利用と景観要素の割合を記述する。

通り1は、春木町にある旧谷街道の一部である。この通り沿いの土地利用としては、一般住宅11のほか、駐車場3、空き店舗3、空地2、公園1、自動車修理業者1、建設業者1、不動産業者1、衣類・呉服1が存在する。特定の業種が集積している傾向はない。白壁のみの様式が全体の43.8%を占めている。次に多いのがベージュ壁のみの様式で、これは通り全体の28.1%にあたる。白壁に腰板という様式の建造物は3.1%と少ない。この通り沿いには長屋門や石橋のあるふい屋敷が残っているが、全体の修理・修景件数は少なく、建造物に対してあまり修理や修景の手を加えられていないものと推察される。

通り2は、新町にある旧山田街道の一部である。通り沿いの土地利用としては、一般住宅12のほか、長屋1、寺院1、駐車場3、空き店舗4、食料品1、衣類・呉服1、味噌醸造1、酒造業1が存在する。この通りにおいては、ベージュ壁のみの建造物が全体の22.6%を占めている。次いで、白壁・腰板の様式を持つ建造物が16.1%を占めている。この通りは、江戸時代に職人の町として発展し、材木や木工、紺屋などが集積した通りであり、現在でも老舗の味噌醸造元や酒屋が存在している。

通り3は、旧谷街道と旧山田街道の辻を含む通りである。この通り沿いには、一般住宅4、テナント併設住居1、駐車場3が存在し、食料品店3、衣類・呉服店3と食料品や呉服店が比較的多く立地している。このほかには、文具・書籍1、電器機器1、薬・化粧品1の業種構成となっている。また、店舗兼住宅として利用されているものが4軒ある。この通りには、白壁・腰板が全体の26%、白壁のみの外観も26%存在し、白壁の建造物だけで半数近くを占めている。いぶし瓦に模様の施された形式の屋根は、通り全体の52%を占めている。また、通り全体の修理・修景観件数が多いことも特徴である。

通り4は、東横町と横町の境に位置し、また、



第6図 須坂市中心部における格子等の状況（2010年5月）

（現地調査より作成）



第7図 須坂市中心部における修理・修景箇所の分布と通りの設定 (2010年)

注1) □内に記した数字は本文と対応する。

注2) 町並みが確認された通りについて、設定が重複する箇所の土地利用や景観要素は両方の通りに計上した。  
(現地調査より作成)

墨坂神社の参道に近接する。土地利用としては、一般住宅9のほか、消防署や行政施設、医療機関も存在する。商業的な土地利用は、薬・化粧品店が2、食料品店1、飲食店1となっている。また、店舗兼住宅として利用されているものも1軒ある。この通りにおいては、白壁・腰板のものが50%と通りの多くを占め、ベージュ壁は25%となっている。このような白壁・腰板の様式の集中は、通り4の東側、東横町の方面に存在している。これらは環境整備事業による修景実施箇所と重なっていることから、東横町方面の通りにおける白壁・腰板の様式は環境整備事業のなかで修景されたものと考えて間違いないだろう。

通り5は、東横町にあり旧街道の入り口にあたる。クラシック美術館(旧牧家)<sup>7)</sup>などの観光施設が並び、ショッピングモールも存在する。土蔵造りの越家など、明治期以降の豪商が所有していた蔵造りの建物も多い。この通りを含む地区は、まちづくり協定地区名称を「蔵の町中央通り」とされ、須坂市の蔵の町並みの要とも考えられている。通り沿いの土地利用としては、一般住宅10、駐車場3であり、商業利用としてはテナント併設住居1、飲食店3、衣類・呉服店3、食料品店2、靴・鞆店2、酒屋1など数多くの業種が存在する。また、店舗兼住宅として利用されているものも6軒ある。白・腰板が28.2%、ベージュ腰板が20.5%、ベージュ壁が23.1%存在している。通り5においては、他の通りに比べて、ベージュ壁に腰板を装飾した様式が相対的に多い。

通り6は、横町から上中町と立町の境へと抜ける通りである。この通り周辺の土地利用としては一般住宅6、店舗兼住宅3、雑居ビル2、長屋1、空地1、駐車場8であり、商業利用に関しては、飲食店3、衣類・呉服店1、食料品店1、空き店舗9である。通り全体の外壁は、白壁のみが27.5%で、白壁・腰板のものが22.5%である。

通り7は、立町と本上町に跨る。土地利用としては、一般住宅15、駐車場1、商業的な利用では飲食店1、薬・化粧品1、居酒屋1が存在する。この通り沿いの建造物は、白壁・腰板のものが

31.6%である。飲食店など商業系の店舗が並ぶ一画がこうした様式で修理・修景が行われている。一方で、この通りにおいては白壁・腰板の様式に次いでトタン壁が36.8%と多く、他の通りに比べるとトタン壁の割合がやや目立つ傾向にある。

通り8は本上町、上町、穀町を跨り、旧大笹街道の一部にあたる。その土地利用としては、一般住宅28、店舗兼住宅5、寺院2、学習塾1、観光施設1、医療機関1、飲食店1、空き地1、駐車場8、空き店舗1である。この通りの建造物の外壁に関しては、コンクリート壁が25.4%、白壁・腰板が20.3%となっており、他の通りと比較してコンクリート壁の割合が目立つ。

通り9は、穀町から南原町まで旧大笹街道に沿ったものであり、その土地利用は、一般住宅19、医療機関2、駐車場2、荒地1、公民館1、工業1、居酒屋1、飲食店1、クリーニング店1である。通り全体における外壁の様式の割合としては、白壁のみの様式が39.4%、次いで白壁・腰板のものが30.3%である。

通り10は、南原町にあり、須坂を代表する豪商の田中本家の館を含んでいる。土地利用は、一般住宅7軒、駐車場2、公園1、寺院5であり、商業的な利用としては、居酒屋1、観光施設1、飲食店1、工業1である。建造物の外壁は、白壁のみのものが39.4%、白壁・腰板のものが30.3%である。

通り11は、東横町と立町の境に存在し、国道406号線の一部を成している。その土地利用は、一般住宅5、店舗兼住宅1、空地2、理容・美容1、医療機関2、駐車場4である。また、白・腰板が43.8%、ベージュ壁37.5%である。この通りには県立須坂病院が立地しているが、この施設は土塗り風のベージュ壁にいぶし瓦といった外観であり、環境整備事業で定められた規定を汲んだものとなっている。

これらの結果から、通り別の土地利用と景観要素の割合との関係が指摘できる。一般住宅の多さや通りの業種傾向というよりはむしろ、特定の業種が存在するか否かに起因すると考える。例えば、一般住宅が全体の70%以上を占める通り8におい

ては、コンクリート壁が目立つ傾向にあるが、同じく一般住宅の多い通り7や通り8では白壁・腰板の様式が卓越している。醸造業を営む老舗の店舗が立地する通り2においては、相対的にベージュ壁が多く、老舗の薬局や呉服店の立地する通り3や通り4においては白壁・腰板割合が多い傾向がある。また、観光施設や寺院のある通り10や通り11に関しても、白壁・腰板の様式が30%以上となっている。全体として、味噌や酒の醸造業や老舗商店の存在する通りにおいて、外観に白壁・腰板の様式が採用されることがわかった。

#### Ⅳ 景観要素の構成要因と町並み形成主体

Ⅲ-1では、主に旧街道沿いには白壁に腰板、いぶし瓦、軒先の瓦に模様を付与した一定の様式の卓越がみられることを示した。この旧街道沿いの通りをⅢ-2で11箇所に分細分化し、それぞれの通りごとの土地利用傾向と景観要素の割合との関連を指摘した。しかしながら、通りごとの景観要素の割合は、単に土地利用のみに起因するものではないと考える。本章においては、Ⅲ章の結果をふまえた上で、通りごとの景観要素を構成する要因を町並み形成の主体となった地域住民の存在と、彼らによる修理・修景の実践などから検討する。さらに、町並み形成の主体となる住民による組織の結成を踏まえて、歴史的町並みの展開を考察する。

##### Ⅳ-1 町並み形成主体としての地域住民

通り1においては、本研究の調査のなかでは町並み形成の主体となる地域住民の存在は確認できなかった。同様に、通り7や通り8、通り9においても特に町並みの形成に尽力した地域住民の存在は確認できなかった。通り1においては白壁のみの建造物が卓越し、腰板の装飾はあまり存在しない点や、通り8においてコンクリート壁が目立つ点から、町並み形成の主体となる存在の有無が通りの町並みに影響を与えていると推察される。

通り2において、この通り沿いに立地する味噌

醸造元（以下、A店とする）は、1810年には味噌・醤油の仕込み記録があり、明治期には主に醤油販売を行っていた老舗である。A店の先代の経営者は町並みの会発足当時の会員であり、須坂市における歴史的町並み保全の旗振り役の一人であった。現経営者A氏も、先代の後を引き継ぐ形で町並みの会に加盟している。A店においては、蔵を味噌の醸造に活用している。補助金制度が始まる以前から蔵の修理・修景を行っており、補助事業開始当初の規制が厳密なものではなかったため、自己規制しながら修景を行っていたという。環境整備事業の補助によって改修する前の蔵は土塗りで、現在は漆喰風の白壁に腰板を装飾した様式を採用している。店舗として使用されていなかった藁倉は、修理に多額の費用が必要であったため、補助金を申請し、白壁・腰板の様式に修理した。A店では、小民具や桶、醸造道具など蔵に保管してあったものを店の展示品として活用している。経営者A氏は、須坂の町並みの課題を、外観などハード面は整備された一方で活用性や機能性などソフト面が伴っていない点と考え、他の蔵が改修される際にも、古い物品が処分されてしまわぬよう心がけている。また、A氏は「坂の会」の会員でもあり、会主催の観光イベントにも関与している。A店のほかにも、通り2の沿道には明治16年創業の酒屋（以下、B店とする）も立地している。B店は、事業による修理・修景は行っていないが、財団法人日本ナショナルトラストによる調査の対象となった建造物のひとつである。外観は土塗りのベージュ壁にいぶし瓦、軒先に模様のある様式を採用している。B店の経営者は、町並みの会を発足したメンバーの一人であり、町並みの会の会長を務めた時期もあった。

通り3に立地するC店は、1896年創業の老舗呉服屋である。従来からあった蔵を改装し、店舗として利用している。1970年代頃には当時の風潮にあった建物にしようと試み、店の軒を取りビル風の外観にしていたが、町並み保存運動の気運が高まる中で、1986年に改修を行った。これは町並み保存運動の中心人物であった経営者C氏が、自ら

の店舗の修景によって保存運動が広まるきっかけを作ろうとしたものであった。このようにして修景された建造物は、白壁・腰板、いぶし瓦、軒先に模様のある様式を採用しており、これは、この通り沿いに最も多い様式である。店舗は二つの建物が連なる形になっており、南側の建物は店舗として、北側の建物は油絵を展示するサロンとして利用されている。この建物は、町並みの会から1991年に景観賞を授与されている。またC氏は、2003年以降に「坂の会」と「元町の会」を発足し、商店経営者の集まりを作り勉強会を開くなどの活動を行った。また商工業組合の若手経営者で構成される「NEXT 須坂」にも所属し、地域活性化や町並み保全活動において中心的な役割を果たしている。C店の他にも、通り3においては、元禄16年に須坂の地で創業を開始したとされる老舗の薬局Dも存在する。D店は、製糸業の最盛期には、結核の治療などで薬屋として地域に貢献していたという。現在の店舗は1777年に母屋が全焼した後に建てられたもので、明治初期には三階を増築した。その後修復はなかったが、店の外装ははがれ体裁が悪くなってきていたため、環境整備事業の補助を受けて1997年に改装を行った。D店は本事業への最初の申請を行った店舗で、現在の外観は、白壁でいぶし瓦、窓には格子が存在し、1994年には町並みの会による景観賞も授与されている。またD店は、須坂市内で唯一のうだつが残る店としても有名である。

通り4においては、老舗の薬局Eが存在する。E店の外装は、現在では灰色のトタン壁であるが、環境整備事業の補助金を受けて漆喰風の白壁・腰板の様式に修景しており、1994年には町並みの会による景観賞にも選出されている。

通り5には、クラシック美術館などの観光施設や、旧家の屋敷が建ち並んでおり、これらの建造物は、ベージュ壁に腰板という様式を取っている。

通り6で生鮮食品店を営むF店は、2005年に修景し、外装に白壁・いぶし瓦を採用した。経営者F氏は「元町の会」の会員でもあり、さらに通り6のある横町の銀座通り商店街・御蔵町通り商店

街の両組合に所属し、商店街運営の中心的な役割を担っている。また、通り6にはF店のような生鮮食品店や飲食店が多く、特にそば屋が比較的多いのも特徴である。なかでもG店は、大正初期に開業し、約100年続く老舗である。1991年に建物の老朽化と下水道工事を理由として店舗兼住宅の立て直しを行い、白壁の蔵造りの建物から土塗り風のベージュ壁にした。この外装は、経営者がそば屋の雰囲気には土塗り風の数寄屋造りが合うと考えた結果、設計士との話し合いにより決定した。この建物は1992年に町並みの会による景観賞に選出されている。2010年6月に着工予定の道路の拡張工事のため、現在の店舗は取り壊す予定であるという。しかし半年後には現在の店とほぼ同じ外観で店を立て直し、営業を再開する計画を持っている。またこの経営者は、町並みの会に初期の段階で加盟している。町並みの会が栽培していた雑穀米を店で出すなどの活動を行った。また、須坂への来訪客のもてなしを依頼されることもあったという。一方、通り6周辺に立地するH店は、2003年創業という新規に参入したそば屋である。店主は東京で会社員をしていたが、退職した後に夫婦で長野に移住してきた。築15年の3階建の物件を購入し、1階を店舗、2階と3階を住居として使用している。店舗は、そば屋の雰囲気に合うように内装および外装を店主自らのデザインで改装したものである。その外装は土塗り風のベージュ壁で、環境整備事業の補助金を利用して建てられた。経営者は「元町の会」に加盟し、また、自治会や祭りなどにも積極的に参加している。通り6には、こうした店舗のほか商工会議所の青年部団体である「NEXT 須坂」の拠点「信州須坂ふるさと百貨店」も存在している。

通り10に立地する田中本家は、「坂の会」の現会長も務め、観光イベントを主催しており、須坂の町並み形成にも大きく関わる人物である。田中本家は、博物館として展示しており、須坂市において集客力のある観光施設のひとつである。その敷地は広く、ベージュ壁・腰板の箇所や白壁・腰板の箇所が存在する。この建造物に関しても、

1995年に町並みの会によって景観賞が授与されており、受賞時に撮影されたのは白壁・腰板の箇所であった。

これらのことから、各通りにおいて卓越する様式は各通りに存在する老舗の店舗と密接に関連することが指摘できる。例えば、通り2のように土塗りの古い老舗が残っている場合、通り全体でもベージュ壁のみの様式が多い。また、通り4のように、地元有力者によって実施された様式が全体に卓越する事例もある。特に、通り3のように白壁・腰板の様式に修景した老舗C店や、白壁の様式を持つ老舗D店が存在する通りには、白壁・腰板の様式や白壁のみの様式が目立つ。これらの店舗の経営者は、町並みの会において中心的な役割を担っており、さらに「坂の会」や「元町の会」に加盟している場合もある。特にC店の経営者は、坂の会や元町の会を発足し、運営する人物であり、実際に自身の店舗を須坂の町並みのモデルとして改修している。Ⅲ章で指摘したように、白壁・腰板を持つ様式が卓越するのは旧街道沿いであるが、C店、D店の位置する通り3は、この中央にあたり、環境整備区域全体の核となる部分でもある。旧街道沿いに白壁・腰板の様式が卓越した背景には、これらの店舗の存在があったのではないかと考える。

#### Ⅳ-2 地域住民の組織化と町並みをめぐる活動の展開

町並み形成の主体となる地域住民が組織している団体には、町並みの会のほか、坂の会や元町の会、NEXT須坂などがある。

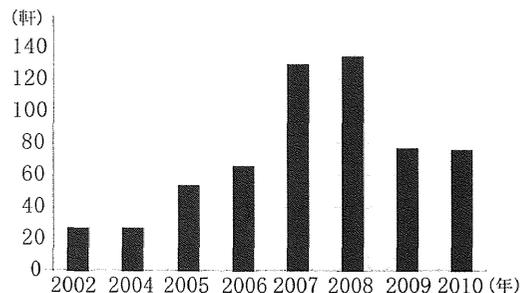
坂の会は、異業種間の連携によって地域の活性化を図ることを目的に2002年に設立されたもので、旧街道沿いに面した店舗の経営者10名程度で構成されている。会では「信州須坂の町の雛祭り」というイベントを主催しており、須坂市内の商店に雛人形を展示している。参加店舗は第1回で27店舗だったものが第7回では135店舗と年々増加し、当イベントを目的とした観光客も訪れるようになってきている<sup>8)</sup>。現在は76店舗が参加している(第

8図)。

元町の会は、2003年に空き店舗の有効活用を目的として上中町・横町・中町の商店経営者約10名と設計士や都市計画の専門家によって結成された会である。結成当時の活動としては、空き店舗分布図の作成や企業の誘致、町づくりを行っている他地域への視察を行った。この会は、須坂市の地域名称変更の動きに対抗して設立された側面をもつという。元町の会は、2009年より市によって実施されている道路整備の申請も行っている。

NEXT須坂は、2005年に中心市街地活性化を目的として須坂商工会議所青年部の有志によって設立されたもので、現在、市内22店舗の経営者が中心となって活動している。市内の空き店舗を活用し「信州須坂ふるさと百貨店」を設立した。観光企画や物産振興、電動アシスト自転車による町並み観光、観光イベント運営企画などを行っている。

こうした諸団体が現れた背景を踏まえて、須坂市における歴史的町並みの形成と展開を以下のように推察する。須坂が最も栄えた明治期から大正期にかけての蔵や蔵造りの建造物が「歴史的建造物」として再評価されたことは、こうした建造物を活用して生業を営んできた住民に、自身の生業と関連する建造物が価値あるものだという認識を与えた。こうした経営者たちが、町並みの会に加盟し、保全運動を行っていくことで、町並み保全の



第8図 信州須坂の町の雛祭り参加店舗数の推移  
(注) 2003年のデータに関しては、所在不明のため記載していない。

(須坂市観光協会資料より作成)

主体となった。さらに彼らは、環境整備事業が開始される1998年前後に、建造物の外観を修理・修景し、主に白壁に腰板、いぶし瓦、軒先の瓦に模様という様式を採用した。さらに、これらの建造物が町並みの会による景観賞を授与されたことで同様の様式が旧街道に沿って浸透していった。こうして町並みのハード面が整備されると、住民同士は地域活性化を目的とした団体を組織し、イベント開催などに着手し、町並みを活用したソフト面の活動へと展開していった。

## V おわりに

本稿においては、長野県須坂市中心部において、歴史的町並み形成における建造物の修理・修景に関して、老舗の店舗と町並みに関連性がある点を示し、こうした老舗の店舗の生業が蔵や蔵造りの建造物と関連したものであることを指摘した。さらにこうした店舗経営者が結成する団体が、町並みを活用するソフト面の実践を行うといった須坂市の町並みの形成と展開を明らかにした。

須坂市の環境整備事業は2008年で終了し、今後は整備の完了した町並みをいかに活用していくかという新たな段階に立っている。こうした段階の実践として、須坂市は2009年より車歩道の改修を実施している。この改修の目的のひとつは、建造物と道路を町並みとして連結することであり、本年度は東横町に立地するクラシック美術館から笠鉾会館までの通りを石畳み風に改修した。

一方で、保全を目的とした修景基準が存在するにも関わらず、須坂市には多様な景観がみられるという一面も存在する。この要因のひとつとして、事業が施行される中で修理・修景の際の規定が徐々に変化した経緯が考えられる。環境整備事業において厳密な修理・修景の規定がなされたのは、1999年以降であることが聞き取り調査より浮き上がった。これらの規定は、実際に修理や修景が実施されるなかで意見交換が行われ、徐々に改善され変化したものであった。東横町、立町、穀町は、1999年以降の3年間の間に実施数が急激に増えて

おり（第3図）、本稿で検討した11の通りのなかで、それらの町に存在する通り5、通り6、通り7には白壁・腰板の様式が目立っている。このように、明確な基準が定められた後の施工であったことも、通りにおいて一定の様式が卓越する一因ではないかと考える。また、まちづくり推進協議会における合意形成はあくまで大枠であり、実質的な修理・修景は施主の裁量に一任されていたという。景観の形成に関する決定が個人に依拠した点は須坂市の町並み形成の特徴である。

現在、須坂市中心部の課題として事業で改修した建造物の空き家・空き店舗化も議論されている。こうした課題に対して、市行政は地域の学生向けに説明会を開催するなど若い世代の意見の取り入れを行っている。また、A店の関係者を中心に市内外の建築士やデザイナーが「森のわっこ」という団体を組織し、蔵の改修を行うなど民間での新たな取り組みも生まれている（写真7）。

本稿から、町並みや景観というものは、多様な主体によって選択され、それら主体の重層的な関係によって成り立つということが示される。また、建造物の修理や修景に関する規定も一定のものではない。こうした人為的要因や時間的要因を踏まえたうえで、個々の主体による決定と町並み形成



写真7 改修中の蔵造りの建物  
注) 市内外の建築士やデザイナーによる団体「森のわっこ」によって改修される須坂市の酒造家所有の建築物。改修後は雑貨屋として再利用される予定だという。

(2010年5月 福田撮影)

の相関をより詳細に検討し、観光地における町並み形成のメカニズムを明示することが求められよう。こうした部分の調査および考察に関しては、

本稿では十分に検討され得なかったため、今後の課題としたい。

本研究の調査に際しましては、須坂市まちづくり課、須坂市商業観光課、須坂市商工会議所、須坂市観光協会の皆様より多くの資料を提供していただきました。また、青木廣安先生はじめ須坂市史編さん室の皆様には、調査の際のご助言を賜り、信州須坂町並みの会に関する資料や古文書などの閲覧の際にも大変お世話になりました。現地調査におきましては、須坂市の商店経営者の皆様に聞き取り調査をさせていただき、皆様お忙しいなか貴重なお話を拝聴させていただきました。さらに貴重な資料も快く提供していただき、甚大なるご協力を賜りました。景観調査においては、筑波大学生命環境科学研究科の院生諸氏の協力をいただきました。また、本稿を作成するにあたっては、筑波大学生命環境科学研究科の兼子純先生よりご指導を賜りました。未筆ながら、以上の皆様に厚く御礼申し上げます。

本稿の骨子は、第5回日韓中地理学会議（2010年11月9日 於 東北大学）にて発表した。

#### [注]

- 1) 須坂市史編纂委員会（1981）および須坂製糸研究委員会（2001）による。
- 2) 丸山武彦氏の挿絵に青木廣安氏が文章を付けたもので、初回の1985年から4年間、100回以上にわたって須坂市の古い民家や商家を紹介したものである。この連載は、1989年に『信州須坂の町並み』として一冊の本にまとめられている。なお、本文ならびに注記の内容に関しては須坂新聞社（1989）による。
- 3) 景観賞の選定は、1991年から2000年にかけて実施されたものであり、その主旨は、「歴史的風土と環境に調和し、須坂らしい町並みの形成に寄与した建造物や、町並み景観の向上に努力された団体または個人を表彰することにより、市民の町並み景観への認識を深め、よりよい町づくりに貢献する」ことであった。大学教授や建築家などの有識者によって選定され、2000年までに須坂市中心部の32軒の商店や民家が本賞を授与されている。なお、景観賞に関する内容および記述は信州須坂町並みの会（2001）による。
- 4) 西村（1997）および聞き取り調査による。
- 5) 環境整備事業についてのより詳細な経緯は以下の通りである。町並みの会による市への働きかけによって1989年には「ミニギャラリー設置事業」が開始された。これは環境整備事業と同様に、歴史的町並み保全のための補助金制度であるが、補助金交付の条件として、外観の修景と同時に内装も改修し、かつギャラリーとして使用することを取り決めたものだった。申請を希望する住民があまり現れず4年ほどで終了したという。その後、町並みの会の方が働きかけを継続したことによって1993年には補助金交付の条件として内装や利用形態に関する制限を除いた環境整備事業が開始された。
- 6) 本稿では、建造物の修理・修景を行った住民を「施主」と呼ぶ。
- 7) 江戸時代から須坂藩御用達の呉服商であり、明治時代に製糸業で繁栄した牧家の住居として利用されていた土蔵造りの建造物である。1907年には須坂の製糸王と謳われた越寿三郎の息子が譲り受け、1933年以降は酒造業本藤によって利用されてきた。その後、1980年代後半の一時期には町並みの会の事務所としても利用された経緯がある。1990年代の初めごろ、市行政側では旧牧新七家を取り壊して国道を建設する流れにあったが、町並みの会や住民などの反対があり、計画の変更がなされた結果、現行の国道406号線となった。所有者が市へ委託した後は、現行の建築基準法に合わせる形で1995年に修理を行い、「クラシック美術館」として、横浜市在住の日本画家岡信孝氏の寄贈品を展示している。
- 8) 坂の会では一時期、オトコシヨ祭りという名称で五月人形を展示するイベントも行っていった。現在

では、信州須坂の町の雑祭りに力を注いでいるが、雑祭り以外にも様々な地域活性化のイベントを企画し積極的に取り組んできた。

[文 献]

- 大橋智美・和泉貴士・小田宏信・斎藤 功 (2003)：製糸都市須坂における歴史的景観の保全。地域調査報告, 25, 47-70.
- 柏柳敦子 (2000)：歴史的町並み保存における地理学的研究について。駒沢大学大学院地理学研究, 28, 31-35.
- 片柳 勉 (2003)：歴史的町並みの保全と認識の変化－長野県須坂市を事例として－。地球環境研究, 5, 59-68.
- 小堀貴亮 (1998)：歴史的町並みの保全と再生に関する一考察－川越市と佐原市を事例として－。歴史地理学, 40(4), 48-49.
- 小堀貴亮 (1999)：佐原における歴史的町並みの形成と保存の現状。歴史地理学, 41(4), 21-34.
- 信州須坂町並みの会 (2001)：『信州須坂町並みの会創立15周年・自治大臣表彰受賞記念15年のあゆみ』信州須坂町並みの会。
- 須坂市史編纂委員会編 (1981)：『須坂市史』須坂市史編纂委員会。
- 須坂新聞社 (1989)：『信州須坂の町並み』銀河書房。
- 須坂製糸研究委員会 (2001)：『須坂の製糸業－生糸の歴史・技術・遺産』須坂市教育委員会生涯学習課。
- 淡野寧彦・奥羽正昭 (2006)：茨城県桜川市真壁町における町並み保存運動と地域活性化。茨城地理, 7, 21-36.
- 中尾千明 (2006)：歴史的町並み保存地区における住民意識－福島県下郷町大内宿を事例に－。歴史地理学, 48(1), 18-34.
- 西村幸夫 (1997)：『町並みまちづくり物語』古今書院。
- 日本ナショナルトラスト (1989)：『須坂の歴史的町並み－シルキータウン・信州須坂の土蔵造りをいかしたまちづくりにむけて－』財団法人日本ナショナルトラスト。
- 橋元 輝 (1999)：伝統的町並み保存による地域住民への影響～関宿伝統的建造物群保存地区の表と裏～。日本地理学会発表要旨集, 56, 192-193.
- 福田珠己 (1996)：赤瓦は何を語るか－沖縄県八重山諸島竹富島における町並み保存運動－。地理学評論, 69A, 727-743.